

第五次地域管理経営計画書

(津軽森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 34 年 3 月 31 日 }

(第一次変更 平成 30 年 3 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林整備協定を締結し森林共同施業団地を設定したこと。
- 2 ナラ枯れ被害防止並びに地域の産業（広葉樹利用産業）の振興に寄与するための伐採及び更新を追加したこと。
- 3 「レクリエーションの森」を拡大したこと。
- 4 「遊々の森」を新たに締結したこと。

【変更項目】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- | | |
|--|---|
| (1) 国有林野の管理経営の基本方針 | 1 |
| ④ 政策課題への対応 | 1 |
| (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 | 1 |
| ① 機能類型ごとの管理経営の方向 | 1 |
| ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 | |
| (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 | 1 |
| ③ 民有林と連携した施業の推進 | 1 |
| (4) 主要事業の実施に関する事項 | 2 |
| ① 伐採総量 | 2 |
| ② 更新総量 | 2 |

4 国有林野の活用に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 国有林野の活用の推進方針 | 2 |
|------------------|---|

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 国民参加の森林に関する事項 | 3 |
|-------------------|---|

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給、民有林との連携等の地域から求められる国有林野への期待に応えるため、次のとおり本森林計画区内での主な個別政策課題に対応していく。

| 視 点 | 主な取組目標 |
|----------------|---|
| 地域の林業・木材産業への貢献 | <p>【民国連携した森林整備の実施】</p> <p>民有林と国有林が連携して効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林整備推進協定を締結し、森林共同施業団地を設定する。</p> <p>特に、森林整備推進協定を締結している西目屋村、五所川原市においては、森林共同施業団地を設定し、民有林と国有林で連携した森林整備を推進する。</p> |

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

| 区 分 | 森林空間利用タイプ | うち、レクリエーションの森 |
|-----|-----------|---------------|
| | | 面積 |

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地

| 箇所数 | 面積 (ha) | |
|-----|---------|-------|
| | 国有林 | 民有林 |
| 2 | 1,769 | 2,129 |

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³)

| 区 分 | 主 伐 | 間 伐 | 臨時伐採量 | 計 |
|-----|---------|-----------------------|--------|-----------|
| 計 | 540,255 | 729,800 (14,429ha) | 50,400 | 1,320,455 |

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量

(単位：ha)

| 区 分 | 人 工 造 林 | 天 然 更 新 | 計 |
|-----|---------|---------|-------|
| 計 | 1,454 | 926 | 2,379 |

注) 四捨五入により計が一致しない。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

本森林計画区内の「白神山地・暗門の滝自然観察教育林」は、平成29年度「森林景観を活かした観光資源の創出事業」実施対象箇所を選定されており、溪谷、滝、湖、温泉等が随所に見られ、高山植物、生息動物も豊富で、各峰山頂からの眺望、森林と溪谷景観は特にすばらしく、遊歩道、登山道も整備され春から秋にかけて利用されている。

このように、国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等により、地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

レクリエーションの森については、地元自治体を始めとする幅広い地域関係者、参画する事業者等の意見を十分に勘案するとともに、各地域の振興計画等との調整を図りつつ、地域管理経営計画の策定に合わせ、また必要が生じた都度、見直すこととする。なお、本森林計画区におけるレクリエーションの森は次の表のとおりである。

レクリエーションの森

| 種 類 | 箇所数 | 面 積 (ha) |
|----------|-----|----------|
| 自然休養林 | 2 | 1,137 |
| 自然観察教育林 | 2 | 1,520 |
| 風景林 | 1 | 99 |
| 森林スポーツ林 | — | — |
| 野外スポーツ地域 | 2 | 1,410 |
| 風致探勝林 | — | — |
| 総 数 | 7 | 4,167 |

注) 四捨五入により計が一致しない。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

遊々の森

| 名 称 (市町村) | 面 積 (ha) | 位 置 (林小班) |
|-----------------------|----------|--|
| あすなろ自遊モリ森 (中泊町) | 45.97 | 袴腰山国有林 (207 と 1、219 ろ) 今泉山国有林 (342 い、350 い 1、ろ 4、352 ろ) |
| 遊々の森 候補地 (鰯ヶ沢町) | 10.40 | 矢倉山国有林 (2045 に 1、に 2、に 3、に 7) |